

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年6月19日(2008.6.19)

【公表番号】特表2003-531196(P2003-531196A)

【公表日】平成15年10月21日(2003.10.21)

【出願番号】特願2001-578413(P2001-578413)

【国際特許分類】

C 07 D 239/66 (2006.01)
 A 61 K 31/515 (2006.01)
 A 61 P 25/08 (2006.01)
 A 61 P 25/20 (2006.01)

【F I】

C 07 D 239/66
 A 61 K 31/515
 A 61 P 25/08
 A 61 P 25/20

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月23日(2008.4.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

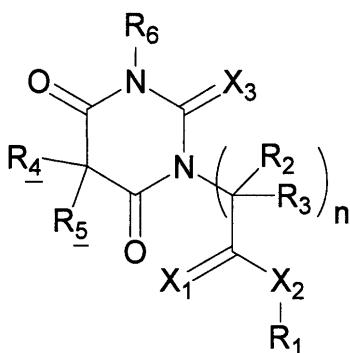
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 以下の式を有する化合物：

【化2】



式中、R₁は水素、どちらも分枝、非分枝、飽和、もしくは不飽和でありうるC₁₋₁₄アルキル基、またはアリール基であり；

R₂およびR₃は、それぞれに、水素、または飽和、不飽和、分枝、もしくは非分枝でありうるC₁₋₁₄アルキル基であり；

R₄およびR₅は、それぞれに、水素、どちらも飽和、不飽和、分枝、もしくは非分枝でありうるC₁₋₁₄アルキル基、またはアリール基であり；

R₆は、水素、またはC₁₋₁₄アルキル基であり；

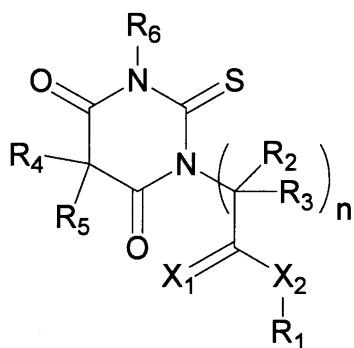
X₁およびX₂は、それぞれに、O、S、またはNであり；

X₃は、Sであり；ならびに

nは0から5である。

【請求項2】 以下の式を有する請求項1記載の化合物：

【化4】



式中、 R_1 は水素、どちらも分枝、非分枝、飽和、もしくは不飽和でありうる C_{1-14} アルキル基、またはアリール基であり；

R_4 および R_5 は、それぞれに、どちらも飽和、不飽和、分枝、もしくは非分枝でありうる C_{1-14} アルキル基、またはアリール基であり；

R_6 は、水素、または C_{1-14} アルキル基であり；

X_1 および X_2 は、それぞれに、O、S、またはNであり；かつ
 n は0から5である。

【請求項3】 R_1 が、フェニル、ベンジル、メチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチル、イソブチル、sec-ブチル、ter-ブチル、ペンチル、イソペンチル、ネオペンチル、シクロヘキシリ、ベンジル、トルイル、メチル、ノル-ボルニル、ボルニル、ラウリル、ミリスチル、またはアダマンタンメチルである、請求項2記載の化合物。

【請求項4】 R_4 および R_5 が、それぞれエチル、アリル、フェニル、ベンジル、1-メチルブチル、sec-ブチル、イソブチル、2-シクロ pentenyl、1-シクロヘキセン-1-イル、1-メチル-2-ペンチニル、イソペンチル、およびネオペンチルから選択される、請求項2記載の化合物。

【請求項5】 R_6 が、水素、メチル、またはエチルである、請求項2記載の化合物。

【請求項6】 R_6 が水素である、請求項2記載の化合物。

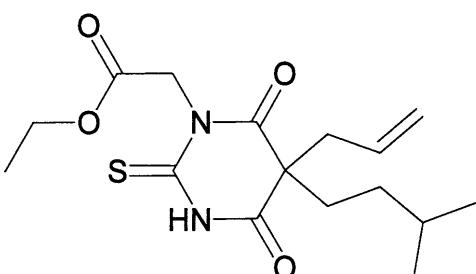
【請求項7】 X_1 および X_2 がそれぞれOである、請求項2記載の化合物。

【請求項8】 n が0または1である、請求項2記載の化合物。

【請求項9】 R_2 、 R_3 、 R_4 、 R_5 、および R_6 がそれぞれ水素である、請求項2記載の化合物。

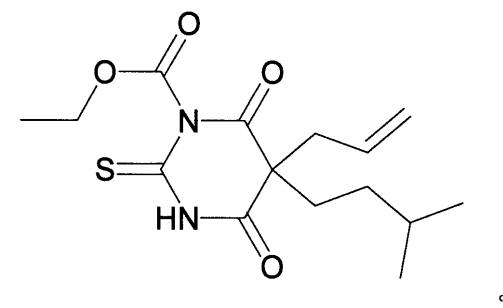
【請求項10】 以下の式を有する請求項1記載の化合物：

【化35】



および

【化36】



【請求項 11】 請求項1記載の化合物：

1-カルボエトキシメチル-5,5-ジエチルチオバルビツール酸、1-カルボエトキシメチル-5-エチル-5-イソアミル-チオバルビツール酸、1-カルボエトキシメチル-5,5-ジブチルチオバルビツール酸、1-カルボメトキシトリデシル-5-エチル-5-(2-ペンチル)チオバルビツール酸、1-カルボメトキシウンデシル-5-エチル-5-(2-ペンチル)チオバルビツール酸、1-カルボ(ネオペンチルオキシ)メチル-5,5-ジブチルチオバルビツール酸、1-カルボ(ノルボルニルオキシ)メチル-5-エチル-5-イソアミルチオバルビツール酸、1-(4-酪酸モルホリンアミド)-5,5-ジプロピルチオバルビツール酸、1-(4-酪酸アミド)-5,5-ジプロピルチオバルビツール酸、1-(4-酪酸N,N-ジメチルアミド)-5,5-ジプロピルチオバルビツール酸、1-(2-プロピオン酸ter-ブチルエステル)-5-エチル-5-シクロペンチルチオバルビツール酸、1-(2-メチル-2-プロピオン酸ベンジルエステル)-5,5-ジプロピルチオバルビツール酸、1-カルボメトキシ-5,5-ジブチルチオバルビツール酸、1-カルボメトキシ-5,5-ジプロピルチオバルビツール酸、1-カルボメトキシ-5,5-ジエチルチオバルビツール酸、1-カルボメトキシ-5-アリル-5-(2-ペンチル)チオバルビツール酸、および1-カルボメトキシ-5-エチル-5-(2-ペンチル)チオバルビツール酸。

【請求項 12】 請求項1～11のいずれか一項記載の薬学的に許容される塩。

【請求項 13】 請求項1～12のいずれか一項記載の化合物および薬学的に許容される担体を含む組成物。

【請求項 14】 薬剤における使用のための、請求項1～13のいずれか一項記載の化合物。

【請求項 15】 鎮静・催眠治療または抗痙攣治療を提供するための薬物の製造のための、請求項1～14のいずれか一項記載の化合物の使用。